

ID: 154

担当部署: 地域整備課

処分の概要	公共物の継続使用の許可		
例規名 根拠条項	大河原町公共物管理条例施行規則 第9条		
例規番号	平成29年規則第10号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(継続使用許可申請)</p> <p>第9条 条例第4条第1号又は第5号に係る許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き当該許可に係る使用を継続しようとするときは、期間満了の日の15日前までに公共物継続使用許可申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日